

大阪市域における発達障がいの診断状況等に関する調査について

著者名：大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 発達障がい者支援室 保健師 小野 徳子
医師 峯川 章子
森本 宣啓

キーワード：発達障がい、診断、医療機関

要 旨

平成 17 年に発達障害者支援法が施行され、発達障がいの早期発見および、それぞれのライフステージに応じた支援が国・自治体の責務であることが明らかとされた。また、特別支援学級等の在籍児童数も増加しており、支援対象者数は増加傾向であると考えられる。

今回、発達障がいの早期発見、早期支援につなげ、より円滑に受診できる体制整備について検討するため、令和 2 年 10 月 1 日現在、大阪市内で小児科もしくは精神科、心療内科を標榜している医療機関計 871 か所を対象に、自記式アンケート調査を実施し、医療機関での発達障がい児・者の診療状況について調査し、得られた結果を解析した。その結果、回答のあった 532 か所のうち 124 か所において発達障がい児・者の診療受け入れを行っており、3 か月以内に初診が可能な医療機関は 82% (102 か所) であった。今回の調査より見えてきた課題及び今後の展望について報告する。

1 はじめに

大阪市では、平成 25 年度より発達障がい者支援室を設置し、関係部局との連携のもと、ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築を目指して、取り組みを進めている。

発達障がいにおいて、早期発見および療育等の早期支援の必要性が、国や自治体の責務として明確となっており、また支援を必要とするものも、義務教育段階では 6.5%程度の在籍率¹⁾であり、特別支援学級在籍者（自閉症・情緒障害）についても近年増加傾向である²⁾。

早期支援が将来の社会適応、生活の安定につながると考えられており³⁾、早期発見、早期支援のためにより円滑に受診できる体制が重要となる。

今回、大阪市域においての発達障がいの診察を行う医療機関の状況等について調査を行ったので報告する。

2 調査方法

令和 2 年 10 月 1 日現在、大阪市内で小児科もしくは精神科、心療内科を標榜している医療機関 871 か所に記名式自記式調査票を送付し、郵送、FAX にて回収した。

アンケート調査用紙は 10 月 12 日に送付し 12 月 28 日までを回収期間とした。

3 調査内容

(1) 発達障がいの診断、診察状況、診察までの期間について

診断状況の有無、診察内容、対象年齢等の状況、初診及び再診までの期間及び待機人数について質問を行った。

(2) その他

発達障がいの診断等に係る課題や意見および大阪市発達障がい者支援センターエルムおおさかについての認識の有無等の質問を行った。

4 結果

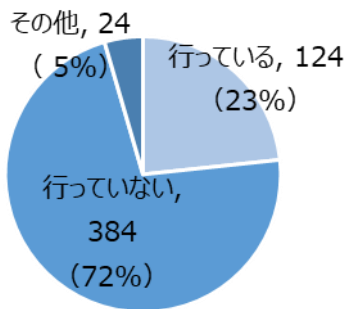
アンケート調査用紙の回収数は 532 か所で、回収率は 61.4%であった。

(1) 発達障がいの診断について

回答のあった 532 か所のうち発達障がいの診断を行っている医療機関は 124 か所であり、診断を行っていない医療機関は 384 か所であった。また、その他と回答のあった医療機関は 24 か所あり、「他院で診断されたもののフォローを行っている」「診断は行っていないが、相談や今後の対応などのアドバイス等を行っている」などの回答であった。

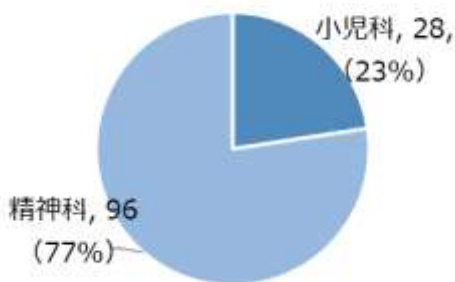
(図 1)

図1 発達障がい診断実施の有無 (n = 532)



また、診断を行っている124か所の医療機関の内訳は、小児科28か所、精神科96か所であり、精神科96か所のうち、児童精神科は12か所であった。(図2)

図2 診療科別医療機関数 (n = 124)

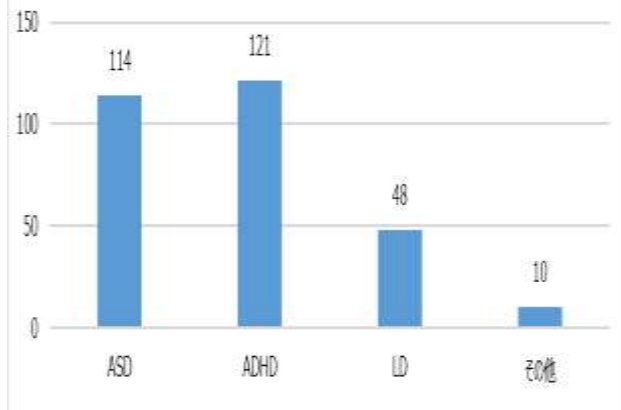


(2) 発達障がいの診察状況

① 対応している診察内容

診断を行っている医療機関124か所のうち、自閉スペクトラム障がい(ASD)の診察は114か所(92%)、注意欠如多動性障がい(ADHD)の診察は121か所(98%)で実施されており、90%以上の医療機関が診察を実施していた。学習障がい(LD)については48か所と半数以下であった。その他診察は「知的障がい」が3か所、「ダウン症・言語発達遅滞・発達遅滞」が2か所「心身症」「睡眠障がい・うつ・PTSD・不安障がい等」「特定不能の発達障がい」がそれぞれ1か所、その他内容未記載が2か所であった。(図3)

図3 発達障がい疾患別診察対応医療機関数 (n=124複数回答)



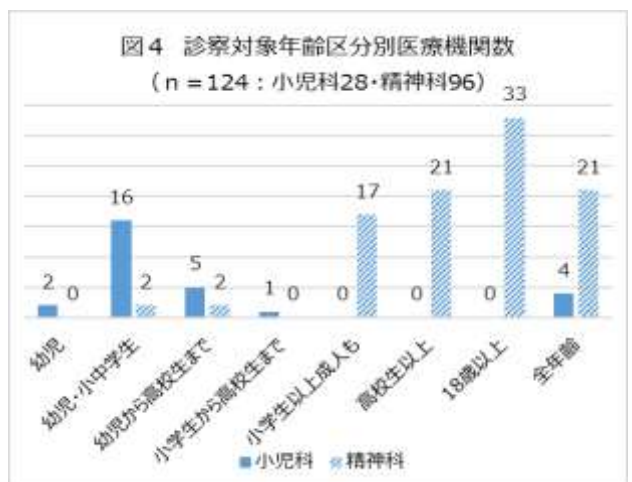
② 診察対象年齢

診察対象年齢については、就学前までの「幼児」を対象としている医療機関が52か所(42%)、「小学生から中学生」が66か所(53%)、「高校生」が71か所(57%)、「18歳以上」が96か所(77%)であった。18歳以上を診察対象としている医療機関96か所のうち、18歳以上の方のみを診察対象としている医療機関は33か所であった。

また、診察対象年齢を詳しく見ると、小児科では幼児のみを診察している医療機関は2か所であり、18歳以上を含む全年齢を診察している医療機関は4か所であった。精神科では全年齢を診察している医療機関は21か所であり、小児科、精神科とも診察対象年齢を幅広く診察している医療機関がみられた。

また、精神科で幼児期から小学生を診察している医療機関が2か所、幼児から高校生までを診察している医療機関が2か所あった。(図4)

図4 診察対象年齢区分別医療機関数 (n = 124 : 小児科28・精神科96)



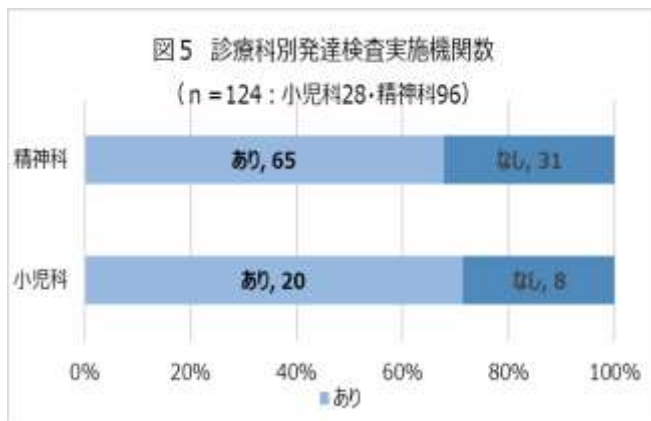
③ 診療内容

【投薬】

投薬については、精神科 96 か所のうち 92 か所 (96%)、小児科は 28 か所のうち 20 か所 (71%) で実施しており、精神科では小児科と比べ投薬治療の割合が高い傾向が見られた。

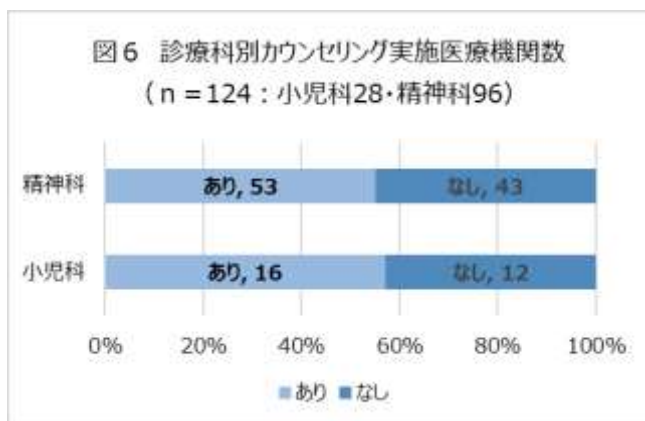
【発達検査】

発達検査については、同様に精神科 65 か所 (68%)、小児科 20 か所 (72%) の医療機関で実施していた。(図 5)



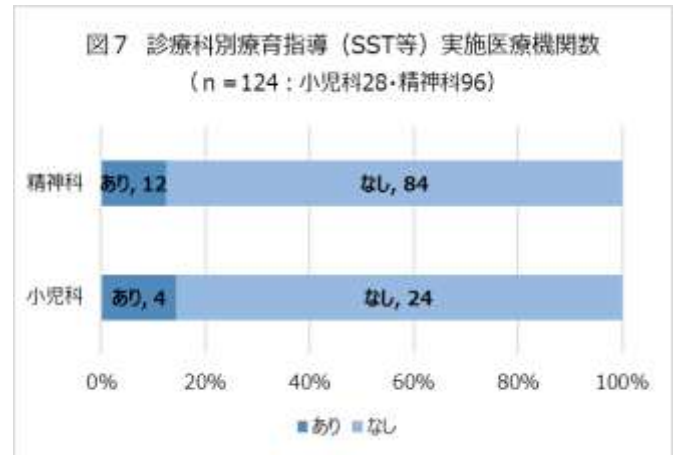
【カウンセリング】

カウンセリングの実施については、同様に精神科 53 か所 (55%)、小児科 16 か所 (57%) であり、両診療科において半数以上が実施していた。(図 6)



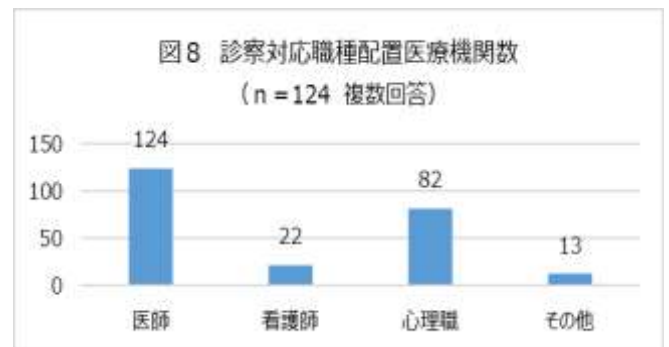
【療育指導 (SST等)】

療育指導については、同様に精神科 12 か所 (13%)、小児科 4 か所 (14%) の医療機関で実施していた。(図 7)

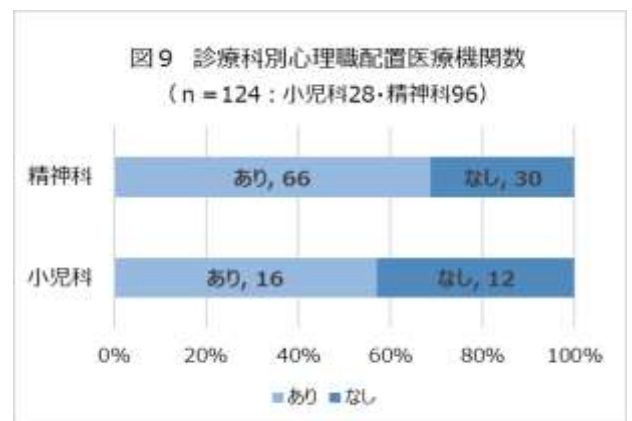


④ 診察担当職種について

心理職の配置を行っている医療機関は 124 か所のうち 82 か所 (66%) であった。その他職種では「精神保健福祉士」が 9 か所 (7%)、そのほか「作業療法士」が 2 か所、「産業カウンセラー」「言語聴覚士・作業療法士・教師・保育士」がそれぞれ 1 か所であった。(図 8)



また、診療科ごとの心理職の配置を見ると、精神科 66 か所 (69%)、小児科 16 か所 (57%) 医療機関が、心理職を配置していた。(図 9)



診療体制において、小児科と精神科で発達検査やカウンセリング、療育指導において診療科による差はみられず、発達障がい診療にあたり、心理職の配置等医療機関での体制を整えて診療を行っていると考えられる。

(3) 診察までの期間について

① 初診予約

発達障がいの診断を行っている医療機関全体の124か所のうち、初診の際予約が必要な医療機関は108か所(87%)、予約不要な医療機関は8か所(7%)であった。

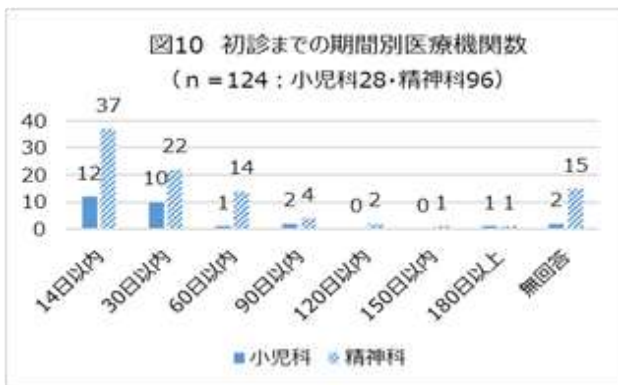
また、無回答であった医療機関が8か所(6%)でみられ、その中には回答時点で初診受け入れを中止している医療機関が3か所あった。

② 初診までの期間

令和2年10月1日を起点として、予約から初診までの期間について質問を行った。

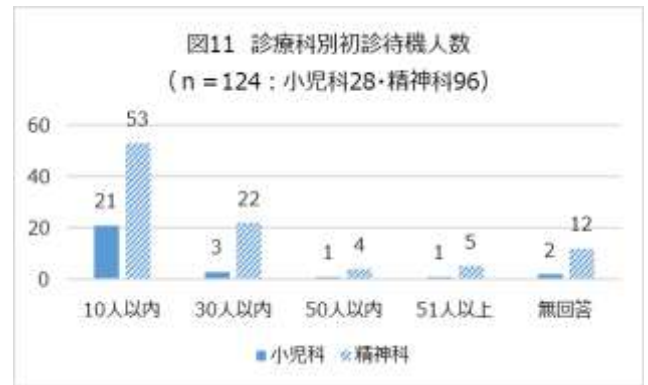
初診までの期間が14日以内の医療機関は小児科、精神科合わせて49か所(40%)であり、3か月以内には102か所(82%)で初診が可能であった。

一方で6か月以上の待機や1年以上との回答があり、また、無回答の中には初診受け入れを中止している医療機関が3か所あった。(図10)



③ 初診待機人数

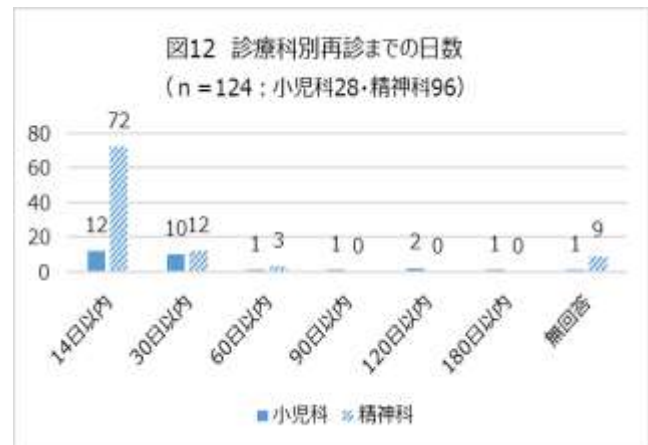
調査時点での初診待機人数が10人以内の医療機関は小児科、精神科合わせて74か所(60%)と半数以上であった。51人以上の初診待機人数がある医療機関は6か所であり、その内待機人数が70人以上の医療機関は1か所、100人を超える医療機関は1か所みられ、他4か所の医療機関は人数の記載は無回答であった。(図11)



④ 再診までの期間

初診日と同様に、令和2年10月1日を起点として、再診日までの質問を行った。

再診までの期間が14日以内の医療機関は小児科、精神科合わせて84か所(68%)であった。(図12)



(4) その他

① 発達障がいの診断等に係る研修の受講希望について

診断を行っている医療機関124か所のうち、89か所(72%)の医療機関が研修の受講の希望ありであった。「受講の希望なし」と回答した医療機関は29か所(23%)であり、理由は「多忙のため」「時間に余裕がない」「専門医であるため」等であった。

② 大阪市発達障がい者支援センターエルムおおさか(以下エルムおおさか)についての認識

発達障がいの診断を行っている医療機関124か所のうち、85か所(69%)の医療機関がエルムおおさかについて認識していた。認識していない医療機関は34か所(27%)であった。

③ 発達障がいの診断等の課題及び意見

発達障がいの診断等に当たり抱えている課題や意見について、自由記述にて回答を得た。

記載項目を分類すると下表の 7 項目に分類された。(表 1)

表 1 診断等への課題及び意見

内容	医療機関件数	
	実施あり	実施なし
他機関との連携	9	9
診療報酬について	6	1
診療に伴う負担	12	11
啓発に関すること	7	3
心理判定について	7	24
診断に係る紹介	0	51
プライマリケア等	0	9

以下、自由記載項目より抜粋した意見である。

【他機関との連携】

- ・療育機関と医療機関との連携が十分できていない。療育機関の実態がわからない
- ・学校での課題が大きく、学校へ児の特徴や対応方法の提案を行っても、対応がなく、結局学校不応となり、不登校状態が継続してしまう
- ・保健福祉センターより紹介状(診断書)を書いてもらうようにと言われたとき、行政からの指導も詳細が不明で具体的にどのようなシステムになっているのかを知りたい

【診療報酬について】

- ・診療報酬の範囲で行っているため、心理士の人件費を考えると赤字にならざるを得ない。
- ・診断のための問診や検査、診療に時間や労力を割くわりに診療報酬が少ない。
- ・保険請求が小児科外来診療となり、時間をかけて診断したとしても不採算となり、積極的に関わりづらくなった。

【診療に伴う負担】

- ・圧倒的な需要と供給のバランス不足。供給が追い付かない。
- ・新患の人数が増やせない(再診のため)
- ・受診希望者が多く、ひとりでは処理しきれない。

【啓発に関すること】

- ・発達障がい疑われた場合に、医療機関受診が必要であることが広く周知されていない。
- ・市民や教育、保育関係者へ早期受診が必要であるとの啓発活動が必要。

【心理判定について】

- ・心理士が常勤でないこと
- ・発達障がいを正確に診断するには心理テストが必要だが、心理士を雇えない。

【診断に係る紹介】

- ・紹介先の確保に困っている。
- ・地域ごとの紹介先、専門クリニック(病院)の情報が知りたい。
- ・発達障がい疑われても、診断し、特にフォロー指導してもらえるところが少なく、予約しても数か月待先となる。

【プライマリケア等】

- ・保護者からの発達に関する相談はよく受けている。いつも次につなげる医療や専門機関がわからず苦渋している。具体的なフローチャートを作成していただければ対応可能かと思う。
- ・ベビー時代からかかわっている子どもたちの発達について一番良き相談者になりうるのは私たち小児科医である。カウンセリングができる施設ではないが、次へつなぐ担い手になればと思う。

5 まとめ

(1) 診断状況等について

アンケートでは初診までの期間については 3 か月以内にほぼ受診できるという結果であったが、その一方、調査時点において初診受け入れを中止している、初診の予約を取るまでの待機期間のある医療機関もみられた。

また、診断を行っていない医療機関からは、紹介先がないなどの意見が多数あり、また、診断を実施している医療機関からも診察が追い付かないとの意見もあり、速やかな医療機関への受診体制には課題があると考えられる。

(2) 診療体制について

発達障がいの診断にあたっては、小児科、精神科とも心理職の配置、療育指導などの体制を構築し診断にあたっていることが明らかとなった。しかし、診療にあたっては、診察の時間や心理職などの人員配置と比較して診療報酬が見合わず、医療機関の負担があるという意見がみられた。

(3) 関係機関との連携について

発達障がいの診断を行っている医療機関においてエルムおおさかを認識している医療機関は 7 割であった。

自由記載からは療育機関の情報の入手に苦慮していること、また、診断前後の支援において、他機関との連携に困難感を感じていることが明らかとなった。

このように連携や情報の収集に苦慮している中でも、乳幼児期から長く子どもにかかわる機会が多い小児科からは、小児科としてできる支援、見守り

を行っていきたいという意見があり、医療機関への需要が多くなってきている現状の中で、体制を支えていくために療育等や社会資源に関する情報へのアクセスを容易にする仕組みや、ライフステージに応じた関係機関や所属機関と医療機関のためにツールなどの手法により連携をスムーズにする仕組みが切れ目ない支援のためには必要であると考えられる。

(4) 啓発について

「発達障がいに対する理解が市民、医師ともに不十分」「教育担当者、社会の理解が乏しい」など発達障がいに関しての啓発を広く行うべきとの意見が診断実施の有無にかかわらず多くの医療機関から意見があり、理解が進まず連携や対応に苦慮しているという状況がみられた。

6 おわりに

今回の調査より、発達障がいの診断が可能な医療機関の情報や、その後の療育機関の情報などを入手しやすくする仕組みや、円滑に療育をすすめるために、発達障がいについての啓発を広く行うことや、研修などに関する情報提供の体制を整備し、専門医療機関やその他医療機関、療育機関やその他関係機関など、各機関が連携を取りやすく、また、各機関の共通理解が深まるような方策が求められると考えられる。

また、専門医の育成には時間を要するため医療体制の充実は早期に解決できるものではないが、地域での医療機関の情報や各関係機関の状況などの情報を提供することにより、各機関での切れ目ない支援につながり、診断に至るまでの待機期間の不安を和らげていけるのではないだろうか。

今後の発達障がい者支援室での取り組みとしてまず、今回調査を踏まえて、大阪市域の医療機関情報を整理し、情報を入手しやすく、また、各医療機関に対しても大阪市発達障がい児専門療育やエルムおおさかの講座等、発達障がいに関する情報提供を行っていき、よりタイムリーに対象者が情報を得ることができるような体制を構築していきたいと考えている。

参考文献

- 1) 文部科学省：通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について＜https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1328729.htm＞

(参照 2021-11-15)

- 2) 文部科学省：「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（第1回）会議資料＜<https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2019/09/1421554.htm>＞(参照 2022-1-14)
- 3) 神尾陽子：発達障がいの子どものさまざまな育ちを支える. 学術の動向 15 巻:p58～p63, 2010